

附議事項

令和6年度事業報告附属明細書及び財務諸表附属明細書について

- 1 令和6年度事業報告附属明細書
(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

法人の状況に関する重要な事項について
(計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く)
該当事項はありません。

- 2 令和6年度財務諸表附属明細書
(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

- (1) 基本財産及び特定資産の明細について
財務諸表に対する注記に記載しているため記載を省略しております。
- (2) 引当金の明細について
財務諸表に対する注記に記載しているため記載を省略しております

行政庁へ提出する事業報告等に係る書類に関する件

行政庁へ提出する事業報告等に係る書類の作成及び提出については
会長に一任する。

以上